

○都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成二十五年三月二十六日
宮城県規則第十九号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。)の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成二十四年政令第二百八十六号)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請)

第二条 省令第四十一条第一項の表に掲げる図書のうち、次の各号に掲げる図書の縮尺は、それぞれ当該各号に定める縮尺によるものとする。

- 一 配置図 百分の一から千分の一まで
- 二 各階平面図 五十分の一から四百分の一まで
- 三 立面図 五十分の一から四百分の一まで
- 四 断面図又は矩計図 五十分の一から二百分の一まで
- 五 各部詳細図 十分の一から百分の一まで

2 省令第四十一条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項に規定する確認済証の交付を受けた場合にあつては、当該確認済証の写し
- 二 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)第二条第一項の表二百九十五の項1の知事が指定する者が申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準(以下「認定基準」という。)に適合することを証する書類(以下「認定基準適合証明書類」という。)により当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合することを証明しようとする場合にあつては、当該認定基準適合証明書類
- 三 申請に係る低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合することを認定基準適合証明書類以外の書類により証明しようとする場合にあつては、認定基準に適合することを証するに足りる書類として知事が認めるもの
- 四 その他知事が必要と認める図書

3 省令第四十一条第一項の申請書に添える図書は、日本工業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

(認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請)

第三条 前条の規定は、省令第四十五条に規定する省令第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものについて準用する。

2 省令第四十五条に規定する省令第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものには、変更に係る部分について変更前及び変更後を明示しなければならない。

(認定の申請等の取下げの届出)

第四条 法第五十三条第一項及び法第五十五条第一項の規定による認定の申請をした者が認定を受ける前にその認定の申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届(様式第一号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(軽微な変更の届出)

第五条 認定建築主は、省令第四十四条各号に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、軽微な変更届(様式第二号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(認定建築主の変更の届出)

第六条 認定建築主について一般承継があつた場合の当該一般承継人又は認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の所有権その他低炭素建築物の新築等に必要な権限の移転があつた場合の当該移転を受けた者は、遅滞なく、認定建築主変更届(様式第三号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(工事の完了の報告)

第七条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了した場合は、工事完了報告書(様式第四号)に、低炭素建築物の新築等が行われたことについて確認した内容の書類を添えて、その旨を知事に報告しなければならない。

2 認定建築主は、知事が法第五十六条の規定による報告を求めた場合(前項に規定する場合を除く。)は、低炭素建築物の新築等状況報告書(様式第五号)により知事に報告しなければならない。

(低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出)

第八条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出をする場合は、低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書(様式第六号)に当該認定低炭素建築物新築等計画に係る認定通知書を添えて、知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

認定申請取下げ届

年 月 日	
宮城県知事 殿	
	届出者の住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印	
下記の(変更)認定申請を取り下げたいので、届け出ます。	
(変更)認定申請年月日	年 月 日
新築等をしようとする建築物の位置	
取下げの理由	
備考	

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
班員印	

(備考)

- 1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)におい

ては、押印を省略することができます。

2 ※欄は記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

軽微な変更届

年 月 日	
宮城県知事 殿	
	届出者の住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印	
<p>低炭素建築物新築等計画について、省令第44条各号に掲げる軽微な変更をしたので、届け出ます。</p>	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
軽微な変更事項	新
	旧
備考	

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
班員印	

(備考)

1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあつては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。

2 ※欄は記入しないでください。

様式第3号(第6条関係)

認定建築主変更届

		年 月 日	
宮城県知事		殿	
		届出者の住所又は主たる事務所の所在地	
		氏名又は名称	
		印	
認定建築主の変更をしたので、届け出ます。			
認定年月日及び番号	年 月 日	第	号
認定に係る建築物の位置			
認定建築主の住所及び氏名	新	(住所) (氏名)	
	旧	(住所) (氏名)	
備考			

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
班員印	

(備考)

1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあつては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。

2 ※欄は記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

工事完了報告書

年 月 日	
宮城県知事 殿	
認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地	
氏名又は名称 印	
下記のとおり建築物の工事が完了したので、報告します。	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
工事完了年月日	年 月 日
低炭素 建築物の新築等が行われたことを確認した建築士等	()級建築士 () 登録第 号
	住所
	氏名 印
	()級建築士事務所 () 知事登録第 号
	所在地 名称
備考	

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
班員印	

(備考)

1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあつては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。

2 **低炭素**建築物の新築等が行われたことについて、建築士等が確認した内容の書類を添付

してください。

3 ※欄は記入しないでください。

様式第5号(第7条関係)

低炭素建築物の新築等状況報告書

年 月 日	
宮城県知事 殿	
認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地	
氏名又は名称 印	
<p>法第56条の規定により知事から報告の求めのあった低炭素建築物の新築等の状況について、下記のとおり報告します。</p>	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
報告の内容	

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
班員印	

(備考)

1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。

2 ※欄は記入しないでください。

様式第6号(第8条関係)

低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書

年 月 日	
宮城県知事 殿	
認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地	
氏名又は名称 印	
<p>低炭素建築物の新築等を取りやめるので、下記のとおり申し出ます。</p>	
認定年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定に係る建築物の位置	
取りやめる理由	
備考	

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
班員印	

(備考)

1 氏名の記載を自署で行う場合(法人にあっては、代表者の氏名を自署で行う場合)においては、押印を省略することができます。

2 **低炭素**建築物新築等計画認定通知書を添付してください。

3 ※欄は記入しないでください。